

上山市告示第5号

令和6年度上山市生活道路除排雪助成事業実施要綱を次のように定める。

令和7年2月11日

上山市長 山 本 幸 靖



令和6年度上山市生活道路除排雪助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期間の生活道路の確保を図るため、上山市地区会長設置条例(昭和31年条例第49号)第1条に定める地区(以下「地区」という。)の住民が協力して実施する市の除雪実施路線以外の道路の除雪又は排雪活動(以下「除排雪活動」という。)に対して、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、次のすべての要件に該当する除排雪活動とする。

- (1) 原則として国道、県道又は市道以外の私道における除排雪活動
- (2) 地区住民全体又は地区ぐるみの労力奉仕による除排雪活動

(助成対象経費及び額)

第3条 助成の対象となる経費は、除排雪活動に必要とする自動車又は機械借上げに要する経費とし、助成金額は、次のとおりとする。

- (1) 軽貨物自動車等については、1日1台当たり5,000円を限度とする。
- (2) 前号以外の自動車又は機械については、1日1台当たり10,000円を限度とする。

(助成金交付申請)

第4条 助成を受けようとする地区(以下「申請者」という。)は、上山市生活道路除排雪助成事業申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第5条 申請者は、事業が完了したときは、上山市生活道路除排雪助成事業完了報告書兼助成金請求書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の報告を受けたときは、完了の確認を行い、助成金を申請者に交付するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年2月7日から適用する。

様式第1号（第4条第1項関係）

令和6年度上山市生活道路除排雪助成事業申請書

年 月 日

上山市長 様

申 請 者 地 区 名
住 所
会 長 名
電話番号

印

生活道路の除排雪事業に関して助成を受けたいので、令和6年度上山市生活道路除排雪助成事業実施要綱第4条の規定に基づき、申請します。

記

実 施 予 定 期 日	月 日
実 施 路 線 名	
実 施 延 長	m
出 役 範 囲	
出 役 人 数	人
借り上げる自動車 又は機械（台数）	
備 考	

*上山市記入欄

決 定 月 日	月 日
決 定 通 知	月 日
助 成 金 額	円

様式第2号（第5条関係）

令和6年度上山市生活道路除排雪助成事業完了報告書兼助成金請求書

年 月 日

上山市長 様

申 請 者 地 区 名
住 所
会 長 名
電話番号

㊞

生活道路の除排雪事業が完了したので、令和6年度上山市生活道路除排雪助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、報告します。

記

実 施 予 定 期 日	月 日
実 施 路 線 名	
実 施 延 長	m
出 役 範 囲	
出 役 人 数	人
借り上げる自動車 又は機械（台数）	
請 求 額	円

口座振込を希望される場合は、記入してください。

金 融 機 関 名	
支 店 名	
名 義 人	
口 座 番 号	普通

*上山市記入欄

完 了 確 認 日	月 日
完 了 確 認 者	㊞
完 了 確 認 結 果	